

## 事務局説明資料

---

2025年4月17日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
  - (1) 前回いただいた主なご意見
  - (2) 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)
  - (3) 自主規制機関に関する検討
  - (4) 任意の保証
2. ご議論いただきたい事項

## 第2回専門グループでいただいたご意見

### 【サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方】

#### (規律の在り方について)

- 資本市場におけるサステナビリティ情報の信頼性を担保するうえで、サステナビリティ情報と財務情報の違いやコネクティビティの必要性を踏まえつつ、資格、義務・責任、法令違反・虚偽への処分、中立性・独立性の確保、利害相反の回避、能力の担保などの規律については、担い手が誰であっても共通にすべきであると考えます。
- サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項について、共通部分は、資本市場の信頼性確保の観点から財務諸表監査と同じレベルのものが必要。
- サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方について基本的に賛同。

#### (担い手について)

- 保証が開始される時期は2028年3月期と決まっているため、まずは監査法人からスタートし、チーム内にNon-Paが入る体制とすればよい。プライム上場企業全てに拡大する際に、資格制度と同時にNon-PAを参入させてはどうか。

#### (ロードマップについて)

- オムニバス法案は保証は限定的保証ということであるが、開示の簡素化が中心で対象企業数が絞られる点でも、我が国のロードマップには影響が少ないと認識。
- CSRDでは2026年12月に保証基準を採択することになっていたが、オムニバス法案ではガイドラインのみとなっている。このことは保証基準は欧州レベルではなく加盟国レベルで採択することを意味すると理解。これは監査基準と同様のアプローチを採用したものと理解。元々のCSRDでも合理的保証への移行が確定していたわけではない。オムニバス法案は開示の簡素化の側面が大きいと理解。
- 欧州のオムニバスパッケージで保証水準やCSRDの見直しなどの海外動向を注視はしないといけませんが、2027年からのスケジュールについては基本的にこのスケジュールを前提に準備を進めていくべき。ここが不確かになると、企業などの準備についても不確かをもたらすことになってしまう。基本的にはこのスケジュールを前提に検討を進めていくべきと考えます。
- 欧州や米国で見直しの議論がある中、我が国でも慎重に議論すべき。サステナビリティ情報の同時開示だけでも大変なうえに、保証するのは更に難しいため、3年から5年程度の保証への猶予を認めるべき。
- サステナビリティ情報の保証に関する制度設計を進めるにあたり、米国・欧州において法定開示時期の延期が検討され、保証業務の枠組みが未だ確立されていない現状を踏まえ、慎重に検討を進めていただきたい。
- 保証水準は限定的保証のみとすべき。

- 保証に重要な能力として、企業の重要な事項に絞り込むプロセスを確認する能力が求められることから、**保証の知識・経験に加え、財務諸表監査、**或いは**財務会計基準の理解**が求められる。
- 資格制度の要否を将来の検討課題とすることに反対はないが、保証業務実施者の能力をどう担保するのか分からない点が多い。**海外でどうなっているかの比較検討が必要**であり、欧州でも資格制度でなくても業務実施前のテストや研修要件が求められている。また、**職業的専門家としての知識・経験等を業務管理体制として求める必要があるのか。**
- 資格制度の要否は、企業側にとっても保証実施者の信頼性の担保が非常に重要**であり、**将来の課題とすることは慎重であるべき。**保証業務実施者は経営会議の経営上極めてハイレベルな情報に触れる機会があると想定され、**高い倫理観が醸成されるという意図からも資格制度はあるべき。**ただ、公認会計士試験と同等の水準である必要はなく、将来しかるべき時期に導入するという選択もあり得る。
- プロフェッションへの信頼の前提として個人の専門性要件は必須。**法人を登録する前提でも、資格でないにせよ、**少なくとも研修等が必要。**
- 外部専門家の利用には賛成であるが、**外部専門家を管理するサステナビリティ保証業務実施者にもサステナビリティ知識等が必要。**現行業務で行っている定量情報の正確性も重要。サステナビリティ情報は将来予測情報が多いため、ISO規格の考え方であるセクター区分ごとの専門家としてはどうか。
- サイナーには全般の知識が必要**であるが、各分野の専門性については、それぞれの専門家がサイナーのもとで業務を行えばよい。**将来プライム上場企業全てに拡大するまでには、資格制度は必要。**
- サステナビリティ情報の中から財務に関連する事項を絞り込む点が重要。**体系的な研修制度が必要**であり、海外の事例を参考にすべき。また、資格制度のロードマップが必要ではないか。
- 財務会計の知識を求めるという要件では形骸化する懸念もあり適切ではない。財務情報との整合性等が重要なSSBJ基準の要求事項を踏まえると、**当初は会計士資格や監査経験を中心に考え、組織やチームにそうした方が所属することを要件に含めるべき。**
- 「上場企業等の保証経験」はIAASB基準の保証業務やISO基準の認証業務などを幅広く認めるかのような記載であり、今後求められる資質を踏まえて趣旨を明確化すべき。
- 保証主体や保証業務実施者の社会的信頼性が必須。**監査基準設定についての前文において高度な人格を有し公正な判断を下せる立場にないと監査人になれないことが規定が盛り込まれているが、保証基準でも同様の規定を盛り込み、社会に公表することで、保証業務実施者や制度についての信頼性が担保されると考える。自主規制機関に一定程度の監督などを委ねるとしても、高度な資格要件を前提にした**登録は必須**であると考える。
- 担い手に必要な専門的知識の中で、リスクや機会の特定、重要性の評価、重要性評価のプロセスや内部統制の理解がとても重要と考える。サステナ情報の専門性は多岐にわたるため、担い手に求める専門性として、すべてについて求めるのは難しい。専門家を入れるものと、必ず本人が持つておくべきものを分けて考えるべき。また、**専門性についてチーム単位で持つべきか、個人レベルで持つべきか**という視点もあると思うので、この辺りを検討すべき。

## 第2回専門グループでいただいたご意見 【サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方】

### (業務制限、義務・責任)

- 考慮すべき事項の過度な責任を負わせない措置についての検討は、全体的に高い規律を求める前提で個別に丁寧に検討すべき。
- 作成者側のセーフハーバーの議論等を踏まえて、過度な責任とならない措置とすることには賛同。過度な責任を負うことで保証手続きが厳格化され、結果的に情報開示の積極性が損なわれてしまうことを危惧。
- 最初にセーフハーバーではなく、まずは**金商法上の特別の責任として有報の経理の状況以外のセクションについて虚偽記載を保証した者の責任が規定されていないので規定する必要性について検討すべき。**
- 金商法上の保証業務実施者の責任を明示すべき。情報の違いを踏まえ、虚偽記載の場合等の責任が異なることも考えられる。

### (保証基準、倫理・独立性基準)

- 保証基準は**国際的整合性の観点からISSA5000のみを参考として作成すべき。**
- 保証基準はデュープロセスの観点から関係者から意見を求めることは必要であると認識しているが、国際的整合性の観点から保証基準であるISSA5000から大きく乖離する内容にすべきではない。
- 国際基準に追加はありえるとしても、**カーブアウトはしないことを明確化すべき。**
- 慎重に国際的なガイドラインと整合し、同レベルで保証されるべきだが、**わが国の制度が国際的な水準に比べて厳しい保証水準になること等がないように、制度設計していただきたい。**
- サステナビリティ保証業務実施者に対する信頼性も重要であるため、**倫理・独立性については財務諸表監査と同レベルのものが必要。**
- 現行実務のうちJ-クレジット等では合理的保証水準であり、証憑突合や立会も実施している。
- SSBJ基準のうちの一部を保証することができるのか。SSBJ基準は全体を開示することで理解できる基準となっており、財務諸表でも会計基準の一部のみを適用することは想定されていないため、テクニカルに部分保証ができるのか検討すべき。また、相互参照された場合に保証業務実施者が責任を負う場合、企業の責任はどうなるかも検討すべき。
- 検討中の制度保証においてはISSB基準と同等の基準に従い適正に表示されているという結論を表示すべきかには議論がある。開示基準や保証対象が決定してから議論すべき。

## 第2回専門グループでいただいたご意見 【サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方】

- 自主規制機関については、**効率性の観点**から、現在の**財務諸表監査の体制**を可能な限り活用すべき。
- 制度の全体像に**検査・監督に審査会が記載**されておらず、**行政機関が担うべきことも含めて自主規制が登録やモニタリングを担うのか**議論すべき。
- 自主規制の役割を担うためには、**どのようなリソース、コスト、体制が必要になってくるのか**を含めて具体的に議論すべき。
- ISOにおいても、自主規制機関が年1回立入検査を行っていることで、倫理観の向上・保持に寄与している。
- PAでもNon-PAでも、**同じ機関とすべき**。財務諸表監査における日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査というような相互協力・役割分担による監督が適切。
- 自主規制に期待される役割については、基本的に賛成。現実的に、**監督機関も含めて、担い手やコストベネフィットの問題についても**、検討が必要。
- 自主規制機関の役割には賛同。ただし、**コストとリソースをふまえて現実的な解決策を講じる必要がある**。例えば、金融庁ないし公認会計士・監査審査会が直接監督するという方策など、様々な選択肢の得失を検討すべき。
- 自主規制はマーケットを乱さないために必要。具体的にどのように規制していくのかについてはまだ明確に示されていないので、検討が必要。例えば、PA、Non-PAについてどのように対応するのか、諸外国ではどのように対応されているのか、国内の他の制度ではどうなっているのかなどについて検討いただきたい。
- 自主規制機関は本来的に行政を補完するものではない。**公的機関のリソース不足という日本固有の問題を所与とすべきではない**。
- **いつ自主規制機関を新設するのか、費用をどうするのか、費用対効果の分析等が必要**。
- 資格制度なしに自主規制機関にどのようにエンフォースメントするのか明確にすべき。
- 法定以外の保証の信頼性が高くないと、制度全体に影響してくる。法律や規制に自主規制機関などの規定を作り、そのもとで監督をするのではなく、**方向感・原則をしっかりと打ち立て**、それに従う会社が増えることも、マーケットを育成するうえで有用ではないか。
- 自主規制機関には、法定登録の保証業者が加入するだけでなく、**任意の保証業務を行う者が加入したり、または自分たちはちゃんとやるという形でプリンシプルを宣言したりする運用もあり**、少し広めに議論できるような制度を考えられないか。

## 第2回専門グループでいただいたご意見 【サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方】

- 保証業務実施者の業務負担を軽減する観点から、**企業内部の専門家や内部監査部門が実施した手続の一部を、外部の保証業務実施者が**依拠することの可否****について検討すべきではないか。
- 親会社の保証業務実施者が短期間でグローバルに専門家を充足することは困難であると考えられるため、一定の期間、範囲、程度を限定したうえで、**親会社の保証業務実施者が、自己が属する国際ネットワークとは異なる別のネットワークファーム、または別の保証業務実施者の実施結果に依拠することの可否**についても検討が必要ではないか。
- 日本の限定的保証の実務は、皆が同じ手続を実施しているのではなく、保証業務実施者によって異なる。1人や2人で保証をしているケースもあり、実態を把握して専門Gに共有してほしい。
- 「保証」と「検証」、「妥当性確認」の語の概念や範囲の違いについて理解を深めることが重要。
- 監査と保証の違いについて、財務情報とサステナビリティ情報で重みや位置付けの違いがあると思う。事務局説明は限定的保証と合理的保証の違いを説明しているため**適当ではない**。

## (全体)

- 任意保証については誤解を招かないようにすることが大前提。使用する基準を明確にするとともに、どのような機関・組織が保証を実施しているのかが明確になる必要がある。
- 任意開示書類につけられた任意保証報告書には、手続きなど色々な情報が書いてあるため、企業がウェブサイトや統合報告書に載せて、アクセスできることが確保されているのであれば、法定開示書類である有報において参照することができる形がいい。
- 有価証券報告書における任意の保証については、制度の上の担保が必要。任意保証の主体は登録主体であることが必要。また、作成基準及び保証基準について金融庁が認めたものであることが必要。任意保証と制度保証の違いは、保証対象のみが異なる場合を想定すべき。
- 任意の部分保証については、特別目的の財務諸表の監査と同様に、開示及び保証報告書において、特別目的の基準に従った情報であることを記載するとともに、サステナ情報について特別の知識を持った利用者を想定しているものであることを記載すべき。また、有価証券報告書以外の任意の保証についても、同様に、開示及び保証報告書において、特別目的の情報であることを注意喚起情報として注記するとともに、サステナ情報について特別の知識を持った利用者を想定しているものであることを記載すべき。また、その場合、法定の責任が付されることが必須となると考える。
- 欧州でサステナビリティ保証を受けた企業の保証報告書は、日本の利用者も読めるようにすべき。その際、責任の議論を先送りするのであれば、例えば内部統制報告書のように、有報の添付書類として、サステナビリティ保証報告書を提出する形もあり得る。
- 欧州などの制度保証と日本の制度保証の保証対象に違いがある場合に、どのように対応するのかを検討いただきたい。欧州の保証対象の範囲が広い場合、対象外の情報を削除したものについて国内で新たな保証を受けないといけないのか、それとも日本では対象外と明記すればよいのか、会社の負担にならず利用者に誤解のない制度を検討すべき。
- 任意保証のメリットを活かすような制度が必要。

## (保証業務実施者の責任)

- 有価証券報告書のサステナビリティ情報に任意の保証を受けることは望ましいが、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付すること、または保証を受けていることを記載することを認めるのであれば、保証業務実施者は金融商品取引法の損害賠償責任を負うものとしないと、有価証券報告書利用者の保護、業務実施者の責任の双方の観点から均衡を欠く。
- 保証業務実施者に対する監督上の処分(課徴金を含む)を科すことが適切。そうでなければ、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付すること、または保証を受けていることを記載することを認めることは不適切。
- 制度上の要件を満たした保証において、金融庁の監督・検査権限は及ぶべきであり、その権限を確実に及ぼすために、ある種のペナルティのようなものを導入することも選択肢として検討すべき。
- 任意の保証について、保証報告書は非財務情報の一部として開示され、発行者がその保証対象の情報について行政・民事・刑事上の責任を負う。また、保証業務実施者も民事と刑事の責任を負う。なぜ投資家にとって有用な情報の開示を制限することができるのか分からない。
- 制度上の保証要件を満たす場合と満たさない場合で保証業務実施者の責任が異なるのかも明確化が必要。
- 当然、保証業務実施者に責任が及ぶべきであり、保証範囲の明確化は重要。

(有価証券報告書において制度上の保証業務の要件を満たす場合)

- 制度上の要件を満たす場合は、保証報告書の添付を認めるべき。保証業務実施者に責任が及ぶべきであり、保証範囲の明確化は重要。
- 保証報告書の添付は認める場合、信頼性の確保の観点からモニタリングの対象とすべき。

(有価証券報告書において制度上の保証業務の要件を満たさない場合)

- 制度上の要件を満たさない場合は保証報告書を添付を認めるべきではない。
- 制度上の要件を満たさない場合は保証報告書を添付するのではなく、記載欄に任意に保証を受けた旨を記載すべき。その際、保証業務実施者の名称、保証基準、保証水準等、利用者が保証の概要を理解できる内容を記載すべき。
- 任意保証を受けた旨を記載する際には、その保証を理解し評価するために保証業務実施者の名称、水準、結果などを記載させるべき。また、統合報告者や自社ウェブサイトなどこれらの記載を特定する参照先の記載も必要である。
- 要件を満たさない場合でも、保証報告書の添付を希望する意見がある場合は、直ちに否定するのではなく、その是非について慎重な議論を行うことが望ましい。

(有価証券報告書以外の開示書類)

- 各企業の判断に委ねるべきとの事務局提案に賛成。
- 有報以外の開示書類に関する任意の保証であっても、一定程度は、SSBJ基準に準拠した開示とそれに対する保証される可能性があると認識しており、資本市場全体としてベストプラクティスの選出や投資家・企業への啓蒙活動、周知徹底を通じて、保証の概要の分かる記載を求める方を検討する必要がある。

## 1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 前回いただいた主なご意見

(2) 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)

(3) 自主規制機関に関する検討

(4) 任意の保証

## 2. ご議論いただきたい事項

#### 第2回専門Gでいただいた主なご意見

- **保証主体や保証業務実施者の社会的信頼性が必須**。監査でも監査基準設定についての前文で高度な人格を有し公正な判断を下せる立場がないと監査人になれないことが規定が盛り込まれているが、保証基準でも同様の規定を盛り込み、社会に公表することで、登録された保証業務実施者についての信頼性と制度の信頼性が担保されると考える。自主規制機関に一定程度品質の監督などを委ねるとしても、**登録は必須**であると考え。
- 財務会計の知識を求めるという要件では形骸化が懸念される。財務情報との整合性等が重要なSSBJ基準の要求事項を踏まえると、**当初は会計士資格や監査経験を中心に考え、組織やチームにそうした方が所属することを要件に含めるべき**。
- **専門性についてチーム単位で持つべきか、個人レベルで持つべきか**という視点もあると思うので、検討すべき。
- サステナビリティ情報の中から**財務に関連する事項を絞り込む点が重要**。**体系的な研修制度が必要**であり、海外の事例を参考にすべき。また、資格制度のロードマップが必要ではないか。
- **外部専門家を管理するサステナビリティ保証実施者にもサステナビリティの知識等が必要**。

#### 考慮すべき事項

- 登録制度・登録要件について、前回いただいたご意見を踏まえ、サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制に係る具体的なイメージとして、以下のことが考えられるか。
  - サステナビリティ保証業務を実施する企業の数、規模、特性等を踏まえて、**適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置すること**。
  - 構成員の**能力維持・向上**を図るため、**構成員の教育研修に関する方針及び手続を定めること**。

#### 第2回専門Gでいただいた主なご意見

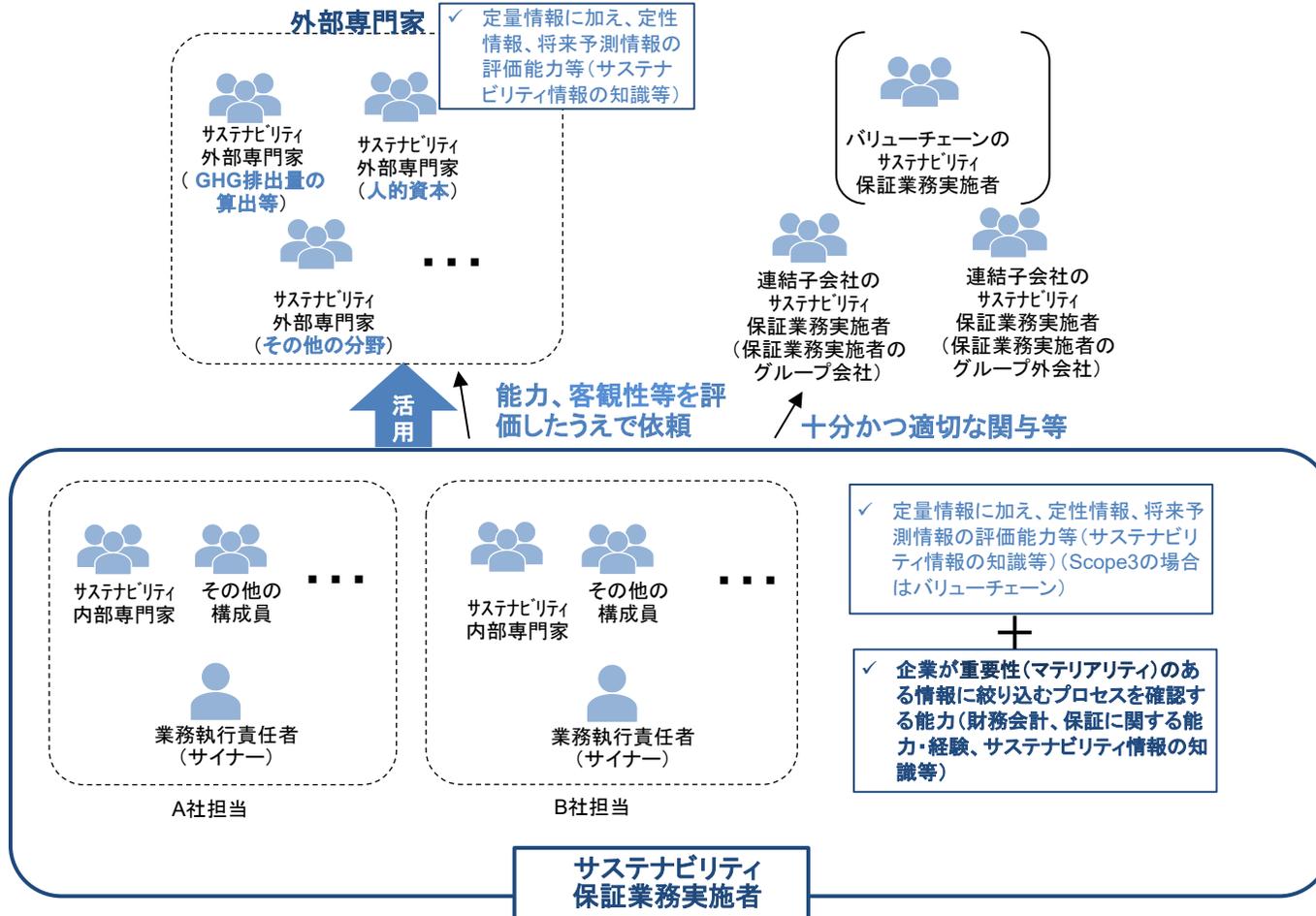
- サイナーには全般の知識が必要であるが、各分野の専門性については、それぞれの専門家がサイナーのもとで業務を行えばよい。将来、対象がプライム上場企業全てに拡大する際には、資格制度は必要。
- プロフェッションへの信頼の前提として個人の専門性要件は必須。法人を登録する前提でも、資格でないにせよ、少なくとも研修等が必要。
- 保証に重要な能力として、企業の重要な事項に絞り込むプロセスを確認する能力が求められることから、保証の知識・経験に加え、財務諸表監査、或いは財務会計基準の理解が求められる。
- 資格制度の要否を将来の検討課題とすることに反対はないが、保証業務実施者の能力をどう担保するのか分からない点が多い。海外でどうなっているかの比較検討が必要であり、EUの制度でも資格制度でなくても業務実施前のテストや研修要件が求められている。
- 資格制度の要否は、企業側にとっても保証業務実施者の信頼性の担保が非常に重要であり、将来の課題とすることは慎重であるべき。保証業務実施者は経営上極めてハイレベルな情報に触れる機会が想定され、高い倫理観が醸成されるという意図からも資格制度はあるべき。ただ、公認会計士試験と同等の水準である必要はなく、将来しかるべき時期に導入する選択もあり得る。
- 担い手に必要な専門的知識の中で、リスクや機会の特定、重要性の評価、重要性評価のプロセスや内部統制の理解がとても重要。サステナ情報の専門性は多岐にわたるため、担い手に求める専門性として、すべてについて求めるのは難しい。専門家を入れるものと、必ず本人が持つておくべきものを分けて考えるべき。
- サステナビリティ情報の中から財務に関連する事項を絞り込む点が重要。体系的な研修制度が必要であり、海外の事例を参考にすべき。また、資格制度のロードマップが必要ではないか。(再掲)
- 「上場企業等の保証経験」はIAASB基準もISO基準も認めるかのようであり、今後求められる資質を踏まえて趣旨を明確化すべき。

#### 考慮すべき事項

- 登録制度・登録要件について、前回いただいたご意見を踏まえ、考慮すべき事項として以下のことが考えられるか。
  - 海外動向も踏まえ、業務執行責任者個人に求められる知識と能力を踏まえ、要件を具体化する。
  - 上記の要件は、今後の海外における試験制度の動向も踏まえて将来見直す。

# サステナビリティ保証を実施する体制(イメージ)

□ サステナビリティ関連財務開示の保証には、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別して重要性(マテリアリティ)がある情報に絞り込むプロセスを確認(重要な情報の記載が漏れていないことを確認することを含む)する能力が重要。



# 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)

## 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)

- **業務管理体制**については、**品質管理体制**(業務の品質の管理に係る専任部署の設置等)及び**人的体制**が含まれると考えられるが、人的体制については、サステナビリティ保証業務に係る**専門的な知識・能力を担保することが重要**。そのため、登録要件として、サステナビリティ保証業務実施者に対して、以下を求めることとしてはどうか。
  - ・ サステナビリティ保証業務を実施する企業の数、規模、特性等を踏まえて、**適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置**すること
  - ・ 業務の構成員の能力維持・向上を図るため、**構成員の教育研修に関する方針及び手続**を定めること

## 業務執行責任者(サイナー)の役割と求められる知識・能力

- 国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000では、「**業務執行責任者**」を明示的に位置付けており、その役割や能力等について規定していることから、上記要件とは別に、当該**業務執行責任者に対する知識・経験に関する要件**を求めることとしてはどうか。
- ISSA5000では、**業務執行責任者とは、業務とその実施、事務所を代表して発行する保証報告書に対して責任を負う者**とされている。

### 役割

### 求められる知識・能力

### 前回提案の考慮事項

- 業務の品質の管理及び達成に対する**全体的な責任を負い、重要な判断や結論が適切か判断できるように業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与**
- 関連する**職業倫理に関する要求事項を他のメンバーに認識させる**等

- **サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に実施するための知識・能力**
  - ・保証業務の**技能・技法**
  - ・**職業倫理の理解**
  - ・サステナビリティに関する**知識・能力**(概要、サステナビリティに係る各分野、サステナビリティ報告基準の知識・能力)等

- 企業が**重要性(マテリアリティ)のある情報に絞り込むプロセス**や**財務とのコネクティビティ**を含めて、サステナビリティ開示全体を広く確認できる**知識・能力が重要**

【参考】国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000(抜粋)

33. 業務執行責任者は、以下を有していなければならない。

- (a) **保証業務の技能及び技法**について、**広範な研修と実務**を通じて培われた適性及び能力
- (b) 保証業務の内容及び状況を考慮して、**適用される関連する職業倫理に関する要求事項(独立性に関する要求事項を含む。)**の理解
- (c) 業務に関して到達した結論に関する責任を受け入れるための**十分なサステナビリティの適性**

# 業務執行責任者(サイナー)に求められる知識・能力

## 業務執行責任者に必要な知識・能力の考え方

- 業務執行責任者には、企業が**重要性(マテリアリティ)のある情報に絞り込むプロセスや財務とのコネクティビティを含めてサステナビリティ開示全体を広く確認するため**、保証業務の技能・技法、職業倫理の理解、サステナビリティに関する知識・能力に加え、**会計、監査、関連法規等の知識・能力も必要と考えられる。**
- 欧州CSRDでは、サステナビリティ保証を行うに当たって、保証業務実施者に対して、サステナビリティ開示・保証の試験(サステナビリティ報告、保証に関する作成基準や要求事項等)・実務訓練が要求されている。(ただし、国内法制化にあたっては、経過措置が適用できるため、具体的なサステナビリティ開示・保証の試験は主要国で現時点では実施されていない。)

□ 上記の考え方から、業務執行責任者に対し、以下のような要件を求めているかどうか。

### 業務執行責任者(サイナー)に求める知識・能力

会計

- 財務会計(簿記、財務諸表論 等)
- 管理会計(原価計算、財務分析 等)

監査

- 監査(財務諸表監査以外の保証業務、品質管理、職業倫理等も含む)

法規等

- 関連法規(金商法、会社法等)
- 内部統制、コーポレート・ガバナンス 等

サステナビリティ  
開示・保証

- サステナビリティに関する開示基準
- サステナビリティ保証基準、保証業務の品質管理、職業倫理
- サステナビリティ関連の諸制度、サステナビリティテーマ 等

### 左記の知識・能力を客観的に確認するための登録要件(案)

- **公認会計士として登録されていること(又はこれに準ずること)を要件とすることが考えられる。**

※公認会計士の資格取得プロセス

#### 公認会計士試験合格

- 財務会計論
- 管理会計論
- 監査論(品質管理、職業倫理等も含む。)
- 企業法 等

監査補助等3年

実務補習 3年

修了  
審査

登録

- **サステナビリティ開示・保証の研修(注)の履修を必要な知識・能力の要件とすることが考えられる。**

- 研修は**自主規制機関**が行うことが考えられるか。

(注)必要な研修(実務訓練を含む)の要件は、当庁が定めたものとする。

⇒上記の業務執行責任者(サイナー)の知識・能力の要件(案)は、今後の海外における試験・実務訓練制度の動向も踏まえて将来見直すことが考えられるかどうか。

## [参考]欧州におけるサステナビリティ保証制度(ドイツ、フランス)

□ ドイツ、フランスでは、以下のような要件が想定されている。

|        | ドイツ(案)   | フランス   |
|--------|--|--|
| 保証の担い手 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 監査法人</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 監査法人又はその他の保証業務提供者</li> </ul>  |
| 試験等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 経済監査士試験(法定監査人の要件)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法定監査人<br/>会計監査役職務適性証書試験又は会計専門証書(法定監査人の要件)(注3)</li> <li>➢ その他の保証業務提供者<br/>COFRAC(フランス認定委員会)に認定されたその他の保証業務提供者の社員等で修士相当の学歴等</li> </ul> |
|        | +  | +  |
| 試験等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サステナビリティ保証の追加試験(注1、2)<br/>サステナビリティ保証の追加試験には以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次連結サステナビリティ報告の作成に関する法的要求事項及び基準</li> <li>・サステナビリティ分析</li> <li>・サステナビリティ事項に関するデューデリジェンス・プロセス</li> <li>・サステナビリティ報告に関する法的要求事項及び保証基準</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ サステナビリティ保証の試験(注4)</li> </ul>  |
| 実務訓練   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 少なくとも8か月の実務訓練(注1)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 少なくとも8か月の実務訓練(注3)</li> </ul>  |

(注1)2026年1月1日以前に任命された法定監査人は、**法定の継続教育**を受けることによりサステナビリティ保証の実施が可能。

(注2)法定監査人となるために必要な経済監査士試験の追加試験として、サステナビリティ保証の追加試験を要求する案が示されている。

経済監査士試験は、公的機関である決算書監査人監督局(APAS)の監督下にある経済監査士会議所(WPK)が実施している。

(注3)2026年1月1日以前に法定監査人の登録又はCOFRACの認定を受けたその他の保証業務提供者の社員等は90時間以上の研修受講によりサステナビリティ保証業務実施者の登録が可能。

(注4)試験内容や実施主体等の詳細は明らかにされていない。

## [参考] ISSA5000における業務執行責任者の責任等

- ISSA5000（仮訳）においては、業務執行責任者について、例えば、以下の規定がある。

### 定義

業務執行責任者とは、ファームにより任命され、業務とその実施、及び事務所を代表して発行する保証報告書に対して責任を負い、必要な場合、専門機関、法的機関又は規制機関から適切な権限を付与されているパートナー又はその他の者をいう。（以下略）

### 業務契約の新規の締結及び更新

28.業務執行責任者は、保証業務契約の新規の締結及び更新に関するファームの方針又は手続が遵守されていること、並びにこの点に関して到達した結論が、第26項に従って業務契約を新規締結する上で適切であることを判断しなければならない。（A65項からA67項参照）

### 業務レベルの品質管理

31.業務執行責任者は、業務の品質の管理及び達成に対する全体的な責任を負い、重要な判断及び到達した結論が業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかどうかを業務執行責任者が判断する根拠が得られるように、業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与しなければならない。（A75項からA79項参照）

32.業務執行責任者は、本ISSAの要求事項に関連する手続又は業務の立案や実施を業務チームの他のメンバーに割り当てることにより、本ISSAの要求事項を遵守しようとする場合、業務を割り当てられた業務チームの他のメンバーへの指揮、監督及びその作業の査閲を通じて、依然として業務の品質の管理と達成に対する全体的な責任を負わなければならない。（A80項参照）

業務執行責任者の特性

33.業務執行責任者は、以下を有していなければならない。（A81項からA83項参照）

- (a)保証業務の技能及び技法について、広範な研修と実務を通じて培われた適性及び能力
- (b)保証業務の内容及び状況を考慮して、適用される関連する職業倫理に関する要求事項（独立性に関する要求事項を含む。）の理解
- (c)業務に関して到達した結論に関する責任を受け入れるための十分なサステナビリティの適性

### 独立性を含む関連する職業倫理に関する要求事項

35.業務執行責任者は、業務の内容及び状況を考慮して適用される、関連する職業倫理に関する要求事項及び以下を含む関連するファームの方針又は手続を、業務チームの他のメンバーに認識させることに対する責任を負わなければならない。（A84項及びA85項参照）（以下略）

37.業務執行責任者は、保証業務の全ての局面において、必要に応じて観察や質問を行うことにより、業務チームのメンバーが関連する職業倫理に関する要求事項を遵守していない形跡がないかについて留意しなければならない。（以下略）

### 業務運営に関する資源

41.業務執行責任者は、業務を実施するための十分かつ適切な資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて、業務の内容及び状況、ファームの方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断しなければならない。（A96項及びA97項参照）

## [参考] ISQM1における専門要員の職業倫理及び独立性や能力等に関する要求事項

- ISSA5000（仮訳）が前提としているISQM1（財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント）においては、専門要員の職業倫理及び独立性や能力等に関する要求事項等が規定されている。

### 職業倫理及び独立性

29. 監査事務所は、**独立性を含む職業倫理に関する要求事項に従った責任を果たすために**、以下のそれぞれの者に関する品質目標を設定しなければならない（A62 項から A64 項及び A66 項参照）。

#### (1) 監査事務所及びその専門要員

① 監査事務所及びその業務が対象となる**職業倫理に関する要求事項を理解**すること（A22 項及び A24 項参照）。

② 監査事務所及びその業務が対象となる**職業倫理に関する要求事項に関連する責任を果たす**こと。

(2) **監査事務所及びその業務に適用される職業倫理に関する要求事項の対象となるその他の者**。これには、ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク若しくはネットワーク・ファームに所属する者、又はサービス・プロバイダー等が含まれる。

① 適用される**職業倫理に関する要求事項を理解**すること（A22 項、A24 項及び A65 項参照）。

② 適用される**職業倫理に関する要求事項に関連した責任を果たす**こと。

### 資源

32. 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、適切な資源の取得、開発、利用、維持、配分及び割り当てに適切に対処する、以下の品質目標を定めなければならない（A86 項及び A87 項参照）。

#### 人的資源

(1) **専門要員が雇用、育成及び維持され、かつそれらの専門要員が以下の適性及び能力を有していること**（A88 項から A90 項参照）。

① 監査事務所が実施する**業務に関連する知識や経験**を有することを含め、**より質の高い監査を一貫して実施**する。

② 監査事務所の**品質管理システムの運用に関連する活動**を行う、**又は責任**を果たす。

(2) 専門要員は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための**適切な能力を開発及び維持**し、また適時の査定、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて責任を負い評価されること（A91 項から A93 項参照）。

(3) 監査事務所の品質管理システムの運用又は業務の実施を可能にする、**十分な又は適切な専門要員を有していない場合**、人的資源を監査事務所の**外部**（すなわち、ネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダー）から調達すること（A94 項参照）。

(4) より質の高い監査を一貫して実施するための**十分な時間**が与えられていることを含め、**適性及び適切な能力を有する、監査責任者を含む監査チームのメンバーが各業務に割り当てられていること**（A88 項、A89 項及び A95 項から A97 項参照）。

(5) **品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有する者が割り当てられていること**。

## [参考] ISSA5000における構成単位の業務実施者、他の業務実施者、内部監査機能の利用

- ISSA5000(仮訳)においては、構成単位の業務実施者、他の業務実施者、内部監査機能の利用に係る規定がある。

### 業務運営に関する資源

41. 業務執行責任者は、業務を実施するための十分かつ適切な資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて、業務の内容及び状況、ファームの方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断しなければならない。(A96項及びA97項参照)
43. 業務実施者が、業務実施者のファーム以外のファームによる業務を利用して証拠を入手しようとする場合、業務執行責任者は、自らがそのような業務に十分かつ適切に関与できるかどうかを判断しなければならない。(A103項からA106項参照)
- (a) 業務執行責任者が当該業務に十分かつ適切に関与できる場合、そのファームは構成単位の業務実施者であり、業務を実施する個人は業務チームに含まれる。このような状況においては、業務実施者は当該業務に関係して第46項から第49項を適用しなければならない。
- (b) 業務執行責任者が当該業務に十分かつ適切に関与できない場合、そのファームは他の業務実施者であり、業務実施者は、当該作業に関係して第50項から第55項を適用しなければならない。

### 指揮、監督及び査閲

46. 業務執行責任者は、業務チームのメンバーへの指揮、監督及びその作業の査閲に対する責任を負わなければならない。(A111項からA116項参照)

### 他の業務実施者の業務の利用

50. 業務実施者は、他の業務実施者の業務を利用して証拠を入手しようとする場合、以下を行わなければならない。(A123項から124項を参照)
- (a) 他の業務実施者の業務の利用に適用される職業倫理に関する要求事項を遵守すること。(A125項からA126項参照)
- (b) 当該他の業務実施者が、業務実施者の目的に照らして必要な適性及び能力を備えているかどうかを評価すること。(A127項参照)
- (c) 当該他の業務実施者の業務の内容、範囲及び目的が、業務実施者の目的に照らして適切であるかどうかを評価すること。(A128項参照)
- (d) 当該他の業務実施者の業務から入手した証拠が、業務実施者の目的に照らして適切であるかどうかを判断すること。(A124項参照)

### 内部監査機能の作業の利用

59. 業務実施者は、内部監査機能の作業の利用を計画する場合、以下を行わなければならない。(A152項からA154項参照)
- (a) 内部監査機能の組織内での位置付け及び関連する方針と手続が、内部監査人の客観性を裏付ける程度を評価すること。
- (b) サステナビリティ事項及び適用される規準に関するものを含め、内部監査機能の適性の水準を評価すること。
- (c) 内部監査機能が、組織的かつ規律あるアプローチ(品質管理システムを含む。)を適用しているかどうかを評価すること。
- (d) 内部監査機能の特定の作業を利用するかどうか、及びどの程度利用するかを判断すること。
- (e) 当該作業が業務実施者の目的に照らして適切であるかどうかを判断すること。

## 1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 前回いただいた主なご意見

(2) 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)

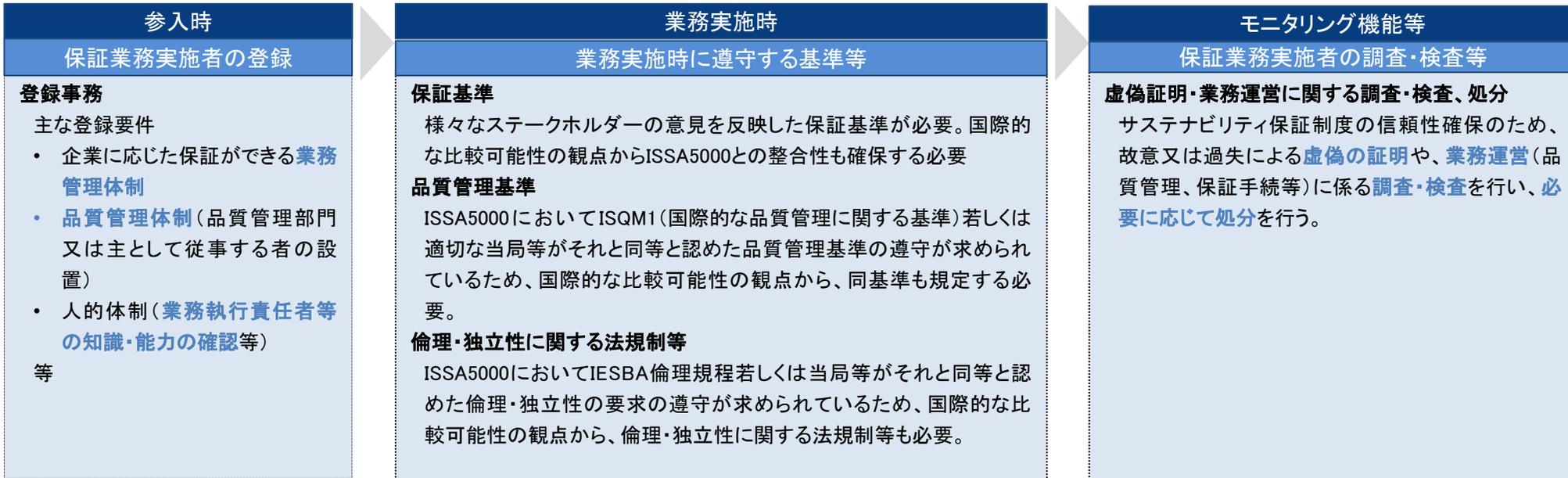
(3) 自主規制機関に関する検討

(4) 任意の保証

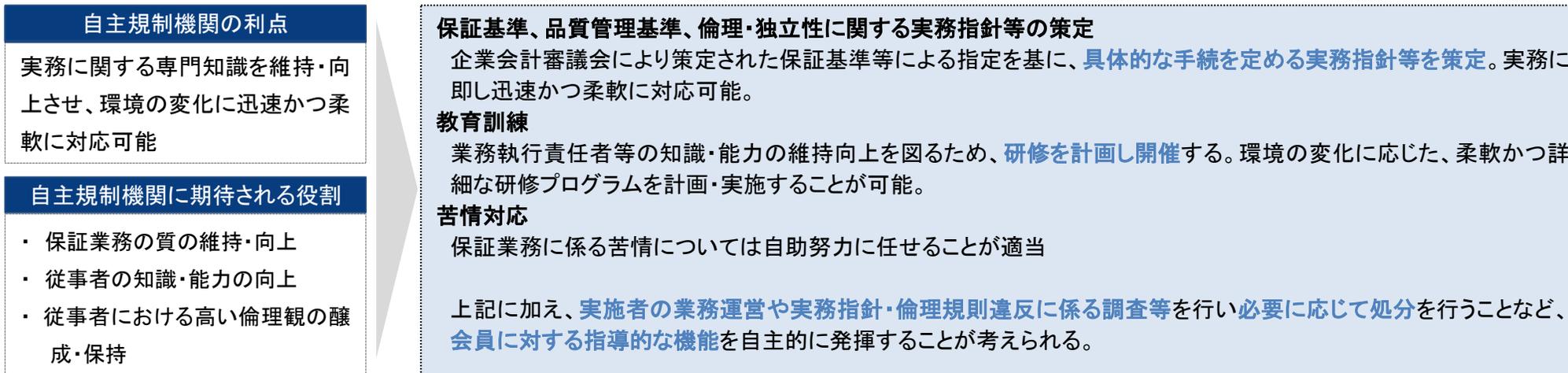
## 2. ご議論いただきたい事項

# 行政機関と自主規制機関の役割の在り方

- 行政機関は、サステナビリティ保証業務が公正かつ的確に遂行される能力を持つ者を登録し、登録後その能力が維持されているかについて、モニタリング等を行うことが求められる。そのため、以下の業務を行うことが考えられるか。



- サステナビリティ保証業務における自主規制機関は、その利点及び期待される役割を踏まえ、以下の業務を行うことが考えられるか。



# 自主規制機関の運営主体に関する考え方

## 《WGで示された方向性》

➤ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

□ 自主規制機関の運営主体については、既存の枠組みが利用される場合と、新たに設立される場合が考えられるが、前頁の役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが考えられる。

※ 認定された自主規制機関以外にも、自発的に自主規制を担う組織を設立することを妨げるものではない。

### 第2回専門Gでいただいた自主規制機関の運営主体に関する主なご意見

- 自主規制機関については、効率性の観点から、現在の財務諸表監査の体制を可能な限り活用すべき
- 自主規制の役割を担うためには、どのようなリソース、コスト、体制が必要になってくるのかを含めて具体的に議論すべき
- コストとリソースを踏まえて現実的な解決策を講じる必要がある
- いつ自主規制を新設するのか、費用をどうするのか、費用対効果の分析等が必要

### 自主規制機関の運営主体に関する考え方

- 前頁の役割を担う自主規制機関の運営主体については、既存の枠組みが利用される場合と新たに設立される場合を比較しつつ、効率性や費用対効果等の観点から、保証業務実施者において検討されることが望ましい。

#### 既存の枠組みを利用

##### メリット

- 設立時の費用が比較的安価であり、設立手続が不要のため、迅速に業務の開始が可能
- 既存の人的資源を活用できる
- 自主規制の運用実績があり、既存の規則等を流用できる

##### デメリット

- 既に所属する者以外の者が自主規制機関へ加入することに対する準備・対応が必要
- 既存業務があるため、サステナビリティ保証業務の自主規制に注力が困難

#### 自主規制機関を新たに設立

- 監査法人及びその他の保証業務提供者が加入できる設計が可能
- 既存業務が無いためサステナビリティ保証業務の自主規制に注力可能

- 設立・運用のための費用額や人的資源の負担先の見通しが立たず、迅速な設立が困難
- ISSA5000、IESBAと整合する実務指針や倫理規程の策定や自主規制の運用について、適格性が不透明

## [参考] 金融商品取引法又は公認会計士法における自主規制機関等の比較

|                | 日本証券業協会   | 投資信託協会  | 日本公認会計士協会   |
|----------------|---|---|---|
| 設立             | 1973年7月   | 1957年7月   | 1966年12月  |
| 法人の性質          | 金融商品取引法の規定に基づき成立する法人  | 一般社団法人  | 公認会計士法により設立された一箇の協会   |
| 認可・認定の別等       | 認可金融商品取引業協会<br>(金融商品取引法第67条の2)  | 認定金融商品取引業協会<br>(金融商品取引法第78条)  | 公認会計士法に基づき設立<br>(公認会計士法第43条)  |
| 協会員            | 金融商品取引業者、登録金融機関(銀行等)  | 金融商品取引業者  | 公認会計士、監査法人<br>(公認会計士・監査法人は強制加入)   |
| 目的             | <ul style="list-style-type: none"> <li>協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資すること</li> <li>我が国経済の成長・発展に貢献するため、証券市場の活性化に向けた諸施策を推進すること</li> </ul>                                      | 投資信託及び投資法人など投資運用業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資すること  | 公認会計士の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務並びに上場会社等監査人名簿への登録を行うこと   |
| 事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>自主規制業務(自主規制ルールの制定・実施、監査及びモニタリング調査の実施、自主制裁の発動、証券取引等の苦情・相談あっせん、外務員資格試験の実施等)</li> <li>金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務</li> <li>金融・証券知識の普及・啓発 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自主規制業務(自主規制の制定)</li> <li>会員調査業務</li> <li>監督官庁等に対する建議・要望等に関する業務</li> <li>投資信託等の啓発・普及活動業務</li> <li>情報提供業務</li> <li>苦情相談業務 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>職業倫理に関する規範を定め、保持昂揚</li> <li>監査基準の運用普及及び監査制度の確立</li> <li>公認会計士、上場会社等監査人名簿等への登録に関する事務</li> <li>会員の資質の向上を図る諸施策の実施</li> <li>会員の業務に関する紛議につき、調停 等</li> </ul> |
| 協会員に対する監督処分    | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反等による過怠金、権利停止・制限、除名、譴責</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反等による過怠金、権利停止・制限、除名</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>監査証明業務の運営状況の調査(会員は会則を遵守する義務)</li> </ul>  |
| 金融庁による協会に対する監督 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反等による認可取消し、業務停止等</li> <li>報告の徴取、検査</li> <li>定款、業務規程等の変更命令</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等違反による認定取消し、業務停止等</li> <li>報告の聴取、検査</li> <li>業務改善命令</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>報告・資料の提出徴求、立入検査</li> <li>事務の方法の変更命令</li> <li>総会決議の取消し</li> </ul>   |

## 1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

(1) 前回いただいた主なご意見

(2) 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)

(3) 自主規制機関に関する検討

(4) 任意の保証

## 2. ご議論いただきたい事項

# 任意の保証の論点①(前回提示した論点)

- 法令により保証適用が義務化される企業は、①ISSB基準と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報について、②P.29に記載された要件を満たし登録されたサステナビリティ保証業務実施者により、③一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証(以下、この3点を満たした保証業務を「制度上の保証業務」という。)を受ける必要がある。

## 有価証券報告書

## 有価証券報告書以外

2029年3月期

2030年3月期

2031年3月期

開示適用義務化

保証適用義務化

(2年間はScope1・2、ガバナンス、リスク管理)

保証時期

保証範囲

b.義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合

a.義務化対象企業がScope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合

保証を受ける企業

c.義務化対象でない企業が保証を受ける場合

時価総額  
5,000億円以上

時価総額  
5,000億円未満

- 第一部 企業情報
- 第1 企業の概況
  - 第2 事業の状況
  - サステナビリティに関する考え方及び取組
  - 第3 設備の状況
  - 第4 提出会社の状況
  - 第5 経理の状況
    - 連結財務諸表
    - 財務諸表 等

保証(検証)報告書  
(保証業務実施者名)

統合報告書

- (例)
- コーポレートガバナンス報告書
  - 財務情報
  - サステナビリティ情報
- (気候関連情報、生物多様性等)

サステナビリティ  
検証報告書

サステナビリティ  
レポート

- (例)
- GHG排出量
  - 水使用量

検証報告書

### 【論点】有価証券報告書における任意の保証の場合

1. 制度上の保証業務の要件(上記①～③)を満たした保証を任意で受けた場合(上図 a～c の場合)は、制度上の保証業務で求められる質が担保されているため、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか(当該保証報告書は、制度上の保証業務と同じ位置付けであり、当該保証業務実施者には金融庁の調査・検査権限等が及ぶと考えられるか)。
2. 制度上の保証業務の要件(上記①～③)を満たさない保証を任意で受けた場合(上記 a～c の場合)は、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することは認められるか。
  - (1) 認める場合は、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか。
  - (2) 認めない場合、保証報告書の添付の代替として、企業が有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄に、任意に保証を受けた旨を記載することが考えられるか。

### 【論点】有価証券報告書以外の任意の保証の場合

- 有価証券報告書以外の開示書類(統合報告書等)における保証は、引き続き、金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証(検証)の要否等については、各企業の判断に委ねられるべきと考えられる。

# 任意の保証の論点②(任意の保証に関して開示する情報)

- 有価証券報告書における任意保証について、いただいたご意見を踏まえると、以下のような方向性が考えられる。

## 第2回専門Gでいただいた任意の保証に関する主なご意見

### 1. 制度上の保証業務の要件を満たした保証を任意で受けた場合

- 制度上の要件を満たす場合は、保証報告書の添付を認めるべき。
- 保証業務実施者に責任が及ぶべきであり、保証範囲の明確化は重要。
- 保証報告書の添付を認める場合、信頼性の確保の観点から**モニタリングの対象とすべき**。
- 制度上の要件を満たした保証において、**金融庁の監督・検査権限は及ぶべき**であり、その権限を確実に及ぼすために、ある種のペナルティのようなものを導入することも選択肢として検討すべき。

### 2. 制度上の保証業務の要件を満たさない保証を任意で受けた場合

- 制度上の要件を満たさない場合は**保証報告書の添付を認めるべきではない**。
- 制度上の要件を満たさない場合は保証報告書を添付するのではなく、**記載欄に任意に保証を受けた旨を記載すべき**。その際、**保証業務実施者の名称、保証基準、保証水準等、利用者が保証の概要を理解できる内容を記載すべき**。

## 有価証券報告書における任意の保証に関する考え方

- 保証業務の品質が担保されているため、**サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めることが考えられる**。
- **当該保証業務実施者には金融庁の調査・検査権限等が及ぶと考えられる**。

- 投資家の誤認防止のため、**サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めないことが考えられる**。
- 企業が**有価証券報告書に、任意に保証を受けた旨を記載する場合**、投資家の投資判断を誤らせないよう、**義務化対象外の内容(前頁のa～c)、保証業務実施者の名称、登録の有無、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが考えられる**。

## 有価証券報告書における任意の保証に関するその他の論点

### 【論点①】

制度上の保証業務の要件を満たしたサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認める場合、有価証券報告書に義務化対象外の内容(前頁のa～c)を記載する必要があると考えるか。記載を必要とした場合、どの程度の内容を記載させるべきか。

### 【論点②】

制度上の保証業務の要件を満たさないサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めない場合、企業が有価証券報告書に記載した任意の保証に関する開示情報を記載することが考えられるが、その開示情報については、一義的に企業が責任を負うと考えられるか。

※ 法令に基づき義務付けられた保証を受けた企業は、有価証券報告書に、その旨が記載されることが考えられる。

# 任意の保証に係る方向性

## 有価証券報告書における任意の保証の例

- 義務化対象企業がScope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合
- 義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合
- 義務化対象でない企業が保証を受ける場合

任意の保証業務が、**制度上の保証業務の要件**を全て満たしているか

- ① ISSB基準と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報に対する保証
- ② 登録されたサステナビリティ保証実施者による保証
- ③ 一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証

要件を満たす

要件を満たさない

有価証券報告書に保証報告書の添付を認める

保証報告書の位置付け  
： 制度上の保証業務と同様

有価証券報告書に保証報告書の添付を認めない

**【論点①】**有価証券報告書に義務化対象外の内容(上記a～c)を記載する必要があるか。

保証業務実施者は、義務化対象外の保証について、制度上の保証業務と同様の責任を負う。

企業が任意の保証を受けた旨を有価証券報告書に記載する際は、以下を記載

### 【任意の保証に関して開示する情報】

- 義務化対象外の内容(上記a～c)
- 保証業務実施者の名称
- 登録の有無
- 準拠した基準や枠組み
- 保証水準
- 保証業務の結果
- 保証業務の提供者の独立性 等

有価証券報告書に記載した保証業務に関する情報の位置付け  
： 企業の開示情報

**【論点②】**企業が有価証券報告書に記載した任意の保証に関する開示情報については、一義的には企業が責任を負うか。

# [参考] ISSA5000における限定的保証報告書の文例(1/2)

- ISSA5000(仮訳)においては、サステナビリティ保証報告書の記載事項が規定され、文例が示されている。
- ISSA5000において示された上場企業におけるサステナビリティ情報全体を対象とした限定的保証の文例(一部、当庁で加工)は以下のとおり。

## サステナビリティ情報に対する限定的保証報告書の文例

保証業務の結果/保証水準

保証業務の対象となるサステナビリティ情報  
(注)サステナビリティ情報全体を保証業務の対象としない場合であり、保証業務の対象部分の識別が必要となる。

適用される規準

準拠した保証基準、品質管理基準、倫理・独立性の要求事項

ABC社のサステナビリティ情報に対する独立業務実施者の限定的保証報告書

ABC社経営者御中

サステナビリティ情報に対する限定的保証報告書

### 限定的保証の結論

私たちは、ABC社(以下「会社」という。)の20X1年12月31日をもって終了する事業年度のサステナビリティ報告書(以下「サステナビリティ情報」という。)について、**限定的保証業務**を実施した。

私たちが実施した手続及び私たちが入手した証拠に基づいて、**サステナビリティ情報**が、**管轄区域XのXYZ法**に準拠して作成されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった。

### 結論の根拠

私たちは、国際監査・保証基準審議会が発行する国際サステナビリティ保証基準 **(ISSA) 5000**「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」に従って**限定的保証業務**を実施した。

限定的保証業務における手続は、合理的保証業務と比べて、種類及び時期が異なり、その範囲も狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証水準は、合理的保証業務が実施された場合に得られたであろう保証より大幅に低い。

本基準に基づく私たちの責任は、本報告書の「業務実施者の責任」区分に詳しく記載されている。

私たちは、国際会計士倫理基準審議会が発行する「**職業会計士のための国際倫理規程(国際独立基準を含む)**」(**IESBA規程**) (略)に従って、**会社から独立**しており、これらの要求事項及びIESBA倫理規程に従って**その他の倫理上の責任を果たしている**。

私たちのファームは、**国際品質マネジメント基準(ISQM) 1** (略)を適用しており、これに基づき、職業倫理に関する要求事項、職業的専門家としての基準、及び適用される法令等に準拠するための方針及び手続を含め、品質管理システムを整備し、運用することが求められている。

私たちは、結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

# [参考] ISSA5000における限定的保証報告書の文例(2/2)

## サステナビリティ情報に対する責任

会社の経営者は、以下に責任を負う。

- ・管轄区域XのXYZ法に準拠してサステナビリティ情報を作成すること。
- ・管轄区域XのXYZ法に従い、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のないサステナビリティ情報を作成することができるように、経営者が必要と判断する内部統制をデザインし、業務に適用及び維持すること。

## サステナビリティ情報の作成における固有の限界

(略)

## 業務実施者の責任

私たちの目的は、不正か誤謬かを問わず、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために、保証業務を計画し実施すること、及び私たちの結論を含む限定的保証報告書を発行することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により生じる可能性があり、個別に又は集計すると、サステナビリティ情報に基づいて行われる利用者の意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要性があるとみなされる。

ISSA5000に従った限定的保証業務の一環として、私たちは、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。私たちは以下も行う。

・不正が誤謬かを問わず、開示情報レベルでの重要な虚偽表示リスクを識別及び評価するために、業務に関連する内部統制の理解を含め、リスク評価手続を実施すること。ただし、業務に関する内部統制の理解は、企業の内部統制の有効性に関する結論を表明する目的で行われるものではない。

・開示情報レベルで評価した重要な虚偽表示リスクに対応する手続を立案し、実施する。不正は、共謀、偽造、意図的な省略、虚偽記載又は内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬によるリスクよりも高くなる。

## 実施した作業の要約

(略)

[保証業務実施者の名称における署名]

[保証業務実施者の住所]

[限定的保証報告書の日付] ※ 上場企業の保証報告書には、業務執行責任者の氏名を記載することが求められている。

保証業務実施者の名称

# [参考] ISSA5000におけるサステナビリティ保証報告書(1/2)

□ ISSA5000 (仮訳)においては、保証報告書について、以下の規定がある。

## 保証報告書の内容

190. 保証報告書には、少なくとも以下の基本的な要素を含めなければならない。(A539項及びA567項からA569項参照)

- (a) 報告書が**独立業務実施者の限定的保証報告書**、合理的保証報告書、又は両方の組合せであることを**明確に示す表題**(A540項参照)
- (b) **宛先**(A541項参照)
- (c) 保証報告書の最初の区分における**業務実施者の結論**であって、以下のとおりであるもの。(A542項からA552項参照)
  - (i) 提供される結論の種類を反映した、以下のいずれかの見出しを含む。
    - a. 無限定の結論については、「合理的保証意見」、「限定的保証結論」、又は合理的保証業務及び限定的保証業務の両方に対する**保証報告書の適切な見出し**。(略)
    - (ii) その**サステナビリティ情報が保証業務の対象である企業を特定**する。
    - (iii) 業務実施者が得た、合理的若しくは限定的な保証水準、又はサステナビリティ情報の部分ごとに異なる**保証水準を特定又は記載**する。(A542項参照)
    - (iv) **保証業務の対象となるサステナビリティ情報**(該当する場合は、サステナビリティ事項及びその情報の報告方法を含む。)を**特定又は記載**する。(A543項からA544項参照)
    - (v) **サステナビリティ情報の日付又は対象期間**を指定する。
    - (vi) 以下のとおり結論を表明する。(A545L項からA547項参照)(略)
      - b. **限定的保証**においては、**実施した手続及び入手した証拠に基づき、サステナビリティ情報が、全ての重要な点において、適用される規準に従って作成又は適正に表示されていないと信じさせる事項が認められたかどうか**を伝える形で表明しなければならない。
    - (vii) フレームワークであるか、企業が開発した規準であるか、又はその両方であるかを問わず、**適用される規準、及び企業が開発した規準についてはその記載場所を特定**する。(A548項からA551項参照)(略)
  - (d) 合理的保証報告書については「意見の根拠」、**限定的保証報告書については「結論の根拠」という見出し**、又は限定的保証業務及び合理的保証業務の両方に対する保証報告書の適切な見出しを付した、「結論」区分の直後の結論の根拠であって、以下のとおりであるもの。
    - (i) **業務がISSA 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」に従って実施された旨**を記載する。(A553項参照)
    - (ii) 限定的保証業務の場合、以下を記載する。
      - a. 限定的保証業務における手続が、合理的保証業務と比べて、種類及び時期が異なり、その範囲も狭い旨
      - b. その結果、限定的保証業務で得られる保証水準は、合理的保証業務が実施された場合に得られたであろう保証より大幅に低い。
    - (iii) 本ISSAIに従った業務実施者の責任を記載した、保証報告書の区分に言及する(第190項(h)参照)。

## [参考] ISSA5000におけるサステナビリティ保証報告書(2/2)

- (iv) 業務実施者が、以下の**独立性、その他の職業倫理に関する要求事項を遵守している旨**を記載する。(略)
- (v) 業務実施者が所属するファームが**以下を適用している旨**を記載する。
  - a. **ISQM 1**(略)
- (vi) 業務実施者が入手した証拠が、業務実施者の結論の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えているかどうかを記載する。
- (vii) 業務実施者が除外事項付結論を表明した場合、その除外事項の原因となった事項を記載する。
- (e) 該当する場合、第202項に従った事項を含む、「**その他の記載内容**」という見出しを付した区分。
- (f) 「**サステナビリティ情報に対する責任**」という見出しを付した区分であって、以下のとおりであるもの。
  - (i) **経営者、又は適切な場合はガバナンスに責任を有する者が以下の責任を負う旨**を記載する。(A555項からA556項参照)(略)
- (g) 該当する場合は、「**サステナビリティ情報の作成における固有の限界**」という見出しを付した区分であって、適用される規準に照らしたサステナビリティ事項の測定又は評価に付随する重要な固有の限界を記載するもの(サステナビリティ情報に含まれる将来予測情報に関連する固有の限界を含む。)(A494項、A558項からA560項及びA579項参照)
- (h) 「**業務実施者の責任**」という見出しを付した区分であって、以下を記載するもの。(A555項参照)(略)
- (i) **限定的保証の場合、「実施した作業の要約」という見出しを付した区分であって、業務実施者の結論の根拠として実施した作業の有用な要約**を含むもの。この区分では、業務実施者が得た限定的保証を利用者が理解できるように、**実施した手続の種類、時期及び範囲**を十分に記述しなければならない。(A561項からA565L項参照)
- (j) **業務実施者の署名**
- (k) **業務執行責任者が業務を行う国又は地域内の所在地**
- (l) **保証報告書の日付**。保証報告書には、以下の日付より前の日付を付してはならない。(A566項参照)
  - (i) 業務実施者が、**業務実施者の結論の根拠となる証拠**(認められた権限を持つ者がサステナビリティ情報に対して責任を負うことを表明した証拠を含む。)を**入手した日付**
  - (ii) ISQM 1又は事務所の方針若しくは手続に従って**審査が求められる場合、当該審査が完了した日付**

### 保証報告書における業務執行責任者の氏名

191. **サステナビリティ情報に対する保証報告書が上場企業のものである場合、業務執行責任者の氏名を記載**しなければならない。ただし、稀な状況において、その開示が個人のセキュリティ上の重大な脅威につながると合理的に予想される場合を除く。業務実施者は、保証報告書に業務執行責任者の氏名を記載しない意向である稀な状況においては、この意向をガバナンスに責任を有する者と討議し、個人のセキュリティ上の重大な脅威の可能性及び重大性に関する業務実施者の評価を伝えなければならない。(A570項からA572項参照)

1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
  - (1) 前回いただいた主なご意見
  - (2) 保証業務実施者に求められる業務管理体制(人的体制)
  - (3) 自主規制機関に関する検討
  - (4) 任意の保証
2. ご議論いただきたい事項

## ご議論いただきたい事項

---

サステナビリティ  
保証業務実施者  
に求められる規律  
の在り方

- 保証業務実施者に求められる人的体制の整備に関して、P.13の事務局提案について、どう考えるか。
- 業務執行責任者に求められる知識・能力に関して、P.14の事務局提案について、どう考えるか。
- 行政機関と自主規制機関の役割の在り方に関して、P.20の事務局提案について、どう考えるか。
- 任意の保証について、P.25の方向性について、どう考えるか。